



地球市民交流会 定款

第1章 総則

第1条（名称）

本法人は、地球市民交流会と称する。

英文ではGlobal Community Interactionと表示し、通称をGCIとする。

第2条（事務所）

本法人は、主たる事務所を東京都豊島区に置く。

その他従たる事務所を東京都荒川区・北区・新宿区・港区、神奈川県川崎市・横浜市、埼玉県川口市等に置くこともできる。

第2章 目的及び事業

第3条（目的）

本法人は、人権・平和などの課題解決のため、地球の一員として身近なことから取り組んでいく、地球市民としての活動を通し誰もが人として尊重される共生社会に寄与することを目的とする。

第4条（特定非営利活動の種類）

本法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) まちづくりの推進を図る活動
- (4) 環境の保全を図る活動
- (5) 災害救援活動
- (6) 地域安全活動
- (7) 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- (8) 国際協力の活動
- (9) 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
- (10) 子どもの健全育成を図る活動
- (11) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

第5条（事業）

本法人は、第3条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

- (1) 日本語を母語としない住民のために福祉・公共施設への通訳派遣
- (2) 日本語を母語としない住民のための日本語訓練および通訳ボランティアの訓練・養成
- (3) 地域住民が住みやすい環境をつくるための制度の研究・提言
- (4) 地域内の新旧住民たちの協同による環境保全・美化に関する活動または調査・研究
- (5) 災害時・緊急時の通訳等に関する活動
- (6) 住民同士の協力や、協力団体間のネットワーク構築・援助



地球市民交流会 定款

- (7) 平和への課題についての行政や地域で活動する団体への連絡、助言または援助の活動
- (8) 人権に関する研究および啓発・提言
- (9) 日本語を母語としない子どもに関する相談や、地域内の青少年たちへの相談活動
- (10) 日本人に異文化に接する機会を紹介するための国際交流事業
- (11) その他目的を達成するために必要な事業

2 この法人は、次の、その他の事業を行う。

(1) バザー

3 前項に掲げる事業は、第1項に掲げる事業に支障がない限り行うものとし、その収益は、第1項に掲げる事業に充てるものとする。

第3章 会員

第6条（種別）

本法人の会員は次の二種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法上の社員とする。正会員は総会における議決権をもつ。

- (1) 正会員 本法人の目的に賛同して入会し法人の活動を推進する個人
- (2) 賛助会員 本法人の目的に賛同し賛助するために入会した、個人または団体

第7条（入会）

会員の入会については、特に条件は定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは、理事会が定める入会申込書により、理事会に申し込むものとする。
- 3 理事会は、前項の申込があったとき、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 4 理事会は、第2項のものも入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨通知しなければならない。

第8条（会費等）

会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

第9条（会員の資格の喪失）

会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して1年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

第10条（退会）

会員は、理事会が別に定める退会届を理事に提出し任意に退会することができる。

第11条（除名）



地球市民交流会 定款

会員が次の各号の一に該当する場合には、総会の決議により、これを除名することができる。

- (1) 本定款に違反したとき。
- (2) 本法人の名誉を傷つけ、または目的に反する行為をしたとき。

第12条（抛出金品等の不返還）

既納の抛出金品等は、返還しない。

第4章 役員

第13条（種別・定数）

本法人は次の役員等を置く。

- (1) 理事 3人以上
- (2) 監事 1人以上
- 2 理事のうち、1人を理事長とする。

第14条（選任）

役員を選任に関しては、理事会で選任する。

第15条（職務）

理事長は、本法人を代表し、その業務を統括する。

- 2 理事は、理事会の決議にしたがって、業務を決定・執行する。
- 3 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) 本法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、本法人の業務または財産に関し不正の行為または法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会または所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。

第16条（任期等）

役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

第17条（欠員補充）

理事または監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

第18条（解任）



地球市民交流会 定款

第1項 役員が次の各号の一に該当する場合には、監事は総会の決議により、監事を除く役員は理事会の決議により、これを解任することができる。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

第2項 前項の規定により、役員を解任しようとする場合は、議決の前に当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

第19条（報酬等）

第1項 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

第2項 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

第3項 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事会が別に定める。

第20条（職員）

本法人に、職員等を置くこともできる。職員等は、理事会が任免する。

第5章 総会

第21条（種別）

本法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

第22条（構成）

総会は、正会員をもって構成する。

第23条（権能）

総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業報告及び収支決算
- (5) 役員の内、監事の選任または解任
- (6) 解散時の残余財産の帰属
- (7) その他運営に関する重要事項

第24条（開催）

通常総会は、年度ごとに1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。



地球市民交流会 定款

- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載し招集請求があったとき。
- (3) 第15条第4項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

第25条（招集）

総会は、前条第2項第3号の場合を除き、理事会が招集する。

2 理事会は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から60日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに発信しなければならない。

第26条（議長）

総会の議長は、その総会において、出席した理事の中から選出する。

第27条（定足数）

総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

第28条（議決）

総会における議決事項は、第25条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、本定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第29条（表決権等）

各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について文面をもって表決し、または他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

第30条（議事録）

総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 正会員総数及び出席者数
- (3) 審議事項
- (4) 議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人1人以上が署名、押印しなければならない。



地球市民交流会 定款

第6章 理事会

第31条（構成）

理事会は、理事をもって構成する。

第32条（権能）

理事会は、本定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 事業計画および収支予算の作成並びにその変更
- (2) 会員の入会の承認
- (3) 監事を除く役員を選任、解任、報酬、職務
- (4) 入会金や会費の額
- (5) 事務局の組織および運営
- (6) 総会に討議すべき事項
- (7) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (8) その他総会の議決を要しない本法人の運営に関する必要な事項

第33条（開催）

理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の2分の1以上から会議の目的である事項を記載して招集請求があったとき。

第34条（招集）

理事会は、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載して、少なくとも5日前までに発信しなければならない。

第35条（議長）

理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

第36条（議決）

理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第37条（表決権等）

各理事の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書



地球市民交流会 定款

面をもって表決することができる。

3 前項の規定により表決した理事は、前条第2項及び次条第1項の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

第38条（議事録）

理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事総数、出席者数
- (3) 審議事項
- (4) 議決の結果

第7章 資産及び会計

第39条（資産の構成）

第1項 本法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費等
- (3) 寄付金品
- (4) 事業に伴う収入
- (5) 財産から生じる収入
- (6) その他の収入

第2項 本法人の資産は、これを分けて特定非営利活動に関わる事業に関する資産、その他の事業に関わる資産の2種とする。

第40条（資産の管理）

本法人の資産は、理事会が管理し、その方法は、理事会の議決を経て、選任された理事が別に定める。

第41条（会計の原則）

本法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

第42条（会計の区分）

本法人の会計は、次のとおり区分する。

- (1) 特定非営利活動に係る事業会計
- (2) その他の事業会計



地球市民交流会 定款

第43条（事業年度）

本法人の事業年度は、毎年1月1日に始まり、12月31日に終わる。

第44条（事業計画及び予算）

第1項 本法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、代表（理事）が作成し、理事会の議決を経なければならない。

第2項 当該年度中の事業計画及び収支予算の変更は、理事会の議決による。

第45条（暫定予算）

第1項 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは選任された理事は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。

第2項 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

第46条（予備費の設定及び使用）

第1項 予算超過又は予算外の支出に充てるため予算中に予備費を設けることができる。

第2項 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

第47条（予算の追加および更正）

予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加または更正をすることができる。

第48条（事業報告及び決算）

本法人の事業報告書、収支計算書、貸借対照表および財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

第3項 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

第49条（臨機の措置）

予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。



地球市民交流会 定款

第8章 定款の変更、解散及び合併

第50条（定款の変更）

本法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する軽微な事項を除いて所轄庁の認証を得なければならない。

第51条（解散）

本法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由により本法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

第52条（残余財産の帰属）

本法人が解散（合併または破産による解散を除く）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、総会において議決したものに譲渡するものとする。

第53条（合併）

本法人が合併しようとするときは、総会において過半数の承諾を経て、且つ所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 細則

第54条（公告の方法）

本法人の公告は、掲示媒体等にて行う。

第55条（細則）

本定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経てこれを定める。

地球市民交流会 定款



附則

本定款は、本法人の成立の日から施行する。
設立当初等の重要事項に関しては別紙とする。

2005年4月 改訂
2007年12月 改訂
2008年12月 改訂
2010年3月 改訂
2013年1月 改訂